

携帯電話からの緊急通報における位置情報通知機能の実現に向けて

総務省では、携帯電話からの緊急通報（110番、119番等）において発信者の位置情報を通知できる機能等の実現に向けて、当該機能に係る技術方式等について、情報通信審議会（情報通信技術分科会）に諮問し、検討を開始したところ。

1 背景

近年、携帯電話の普及に伴い、携帯電話からの110番や119番等の緊急通報の割合が急増（110番では過半数）。このため、携帯電話からの緊急通報における発信者位置情報を通知できる機能の早期実現が期待されている。

発信者の位置特定は緊急通報受理機関の迅速かつ確実な対応のために重要な情報。固定電話では発信者の住所を特定できる仕組みが既に構築されているが、携帯電話では実現されていない状況。

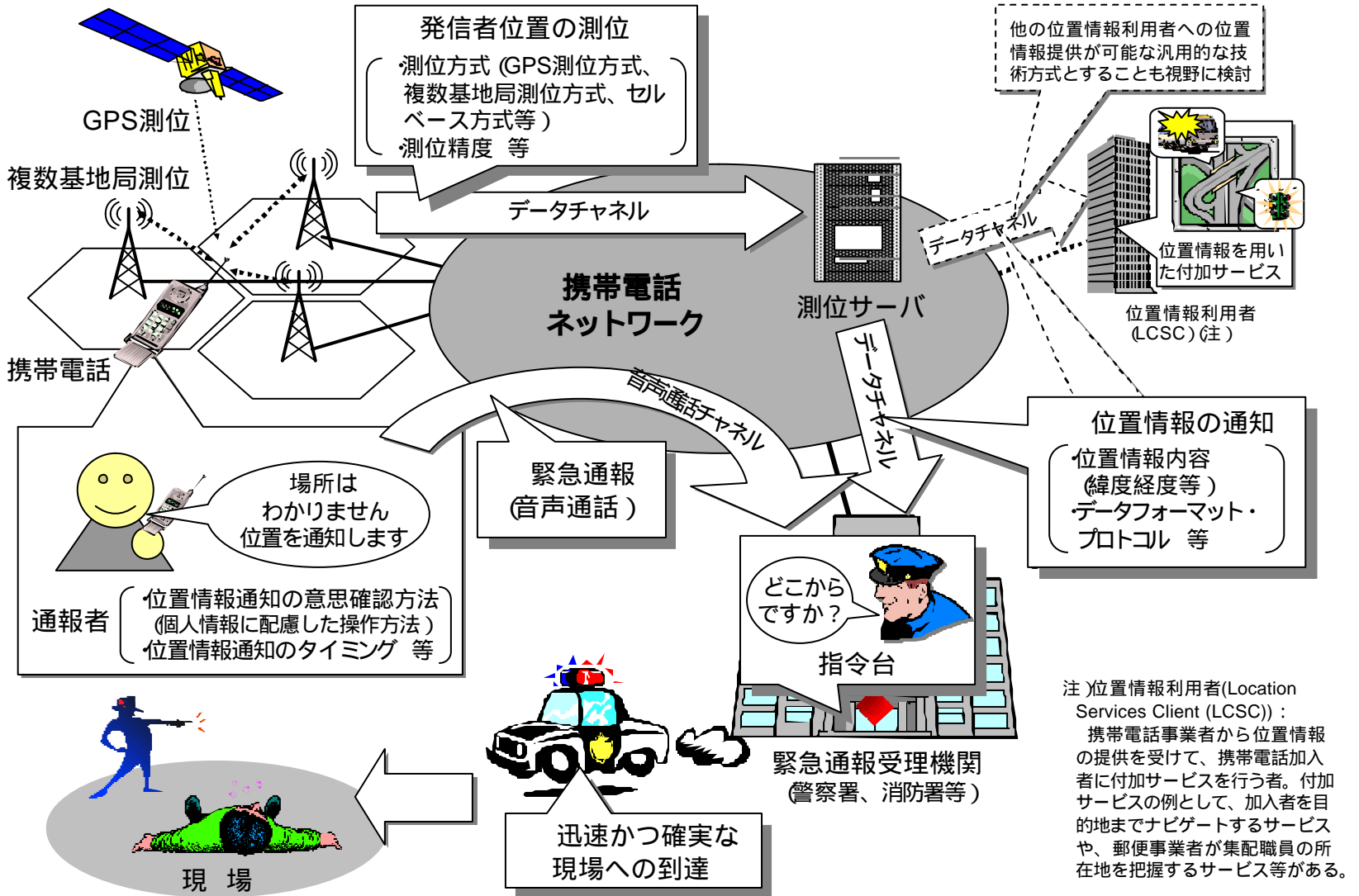
このような状況を踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会に「電気通信事業における緊急通報機能等の高度化方策」について諮問し、携帯電話からの位置情報通知機能の技術方式等の検討を開始したところ。（11月27日諮問）

〔なお、本件については、電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会 報告書（平成15年7月総務省発表）、「e-Japan重点計画-2003」（平成15年7月IT戦略本部決定）においても、取り組むべき施策として挙げられている。〕

2 検討事項・スケジュール

- ・ 携帯電話からの緊急通報における発信者位置情報通知機能の技術的条件（実現のための技術方式等）について検討。
- ・ 来年6月頃の答申を予定。

(参考) 携帯電話からの緊急通報における発信者位置情報通知機能のイメージ



注) 位置情報利用者 (Location Services Client (LCSC)) :
 携帯電話事業者から位置情報の提供を受けて、携帯電話加入者に付加サービスを行う者。付加サービスの例として、加入者を目的地までナビゲートするサービスや、郵便事業者が集配職員の所在地を把握するサービス等がある。